

**佐渡市ワーケーション促進レンタカーサブスクリプション実証業務委託
公募型プロポーザル事業者選考審査基準要領**

1 審査の考え方、配点

(1) 審査の考え方

提案書の審査にあたっては、本業務に対する提案等について、提案書類及びヒアリング等における聴き取りにおいて審査する。

具体的には「①実施体制」、「②企画提案」、「③費用の合理性」、「④ヒアリング」について審査するものである。

(2) 審査項目・配点

審査は、100点を満点とし、次のように審査項目別に配点する。

審査項目	配点
①実施体制	30
②企画提案	50
③費用の合理性	10
④ヒアリング	10
合計	100

2 各項目の審査基準

(1) 業務の理解度・考え方

本業務を請け負うにあたっての基本的な考え方を審査する。

- 本業務の目的を理解しているか。業務仕様を熟知しているか。
- 本業務に関連する本市の取組や地域特性を十分に理解しているか。

(2) 業務の実施体制

会社として本業務を実施するにあたっての体制及び総括責任者や技術者の配置について審査する。

- サポート体制は十分あるか。
- 業務を安定的に実施することができる体制が見込めるか。
- 仕様書に基づく人材を適切に配置できるか。

(3) 企画提案の内容

仕様書を踏まえた優れた提案があるか企画内容を審査する。

- 仕様書の内容が漏れなく達成されているか。
- 本市および各事業対象者の需要をとらえた提案内容となっているか。
- 提案された内容が、的確な提案であるか、独自性・新規性があるか、サービス内容が充実しているか、また具体性があり、実現可能な提案内容であるか。

(4) 費用の合理性

稼働計画と整合性がとれ、無理のない収支予算となっているか審査する。

- 実行性が高く費用対効果などについて考慮した収支予算となっているか。

(5) ヒアリング（取組体制、コミュニケーション力）

「取組姿勢」、「コミュニケーション」について審査する。

- 提案した業務着眼点、業務に対する基本方針などの取組姿勢に関する補足説明が明快で、取組意欲が強く感じられ、質問に対する応答が明快、かつ迅速などの点を審査する。

3 評価点数

評価の際には、各項目の審査基準を参考とし、審査項目ごとに5段階で評価を行う。

評価の際には「普通」を基準としてそれよりもどの程度優れているか、劣っているかを判断するものとする。

評価にはそれぞれ対応する点数を設け、当該項目の得点とする。

評 価	配点が10点の場合の点数
極めて高い	10
高い	8
普通	6
やや低い	4
低い	2

4 受注候補者の決定について

100点×委員数が総合点の満点となる。総合点の60点×委員数を合格の最低点とし、審査の採点により、以下の条件に従い順次決定する。

- ① 全審査員の合計得点が最高得点の者。
- ② 最高得点の者が複数いる場合は、企画提案項目の評価点の合計が最も高い者。
- ③ ②の者が複数いる場合は、提出された本業務に係る見積金額の最も安価な者。

5 審査員の構成

役職	構成員
委員長	佐渡市地域振興部住交流推進課長
委員	一般社団法人佐渡観光交流機構
	佐渡 UI ターンサポートセンター
	2 地域居住受入れ関係者
	佐渡市観光振興部交通政策課